

「立地を避けるべきエリア」、「立地に慎重な検討を要するエリア」

関係法令等	エリア (区域の名称等)	理由	エリア設定						
自然公園法	<table border="1"> <tr><td data-bbox="422 327 512 383">国立公園</td></tr> <tr><td data-bbox="512 383 734 439">特別保護地区</td></tr> <tr><td data-bbox="512 439 734 495">第1種特別地域</td></tr> <tr><td data-bbox="512 495 734 551">第2種特別地域</td></tr> <tr><td data-bbox="512 551 734 607">第3種特別地域</td></tr> <tr><td data-bbox="512 607 734 656">普通地域</td></tr> </table>	国立公園	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	優れた自然の風景地を保護するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため、工作物の設置等を制限している区域のため。	立地を避けるべきエリア
国立公園									
特別保護地区									
第1種特別地域									
第2種特別地域									
第3種特別地域									
普通地域									
栃木県立自然公園条例	<table border="1"> <tr><td data-bbox="422 656 512 712">県立自然公園</td></tr> <tr><td data-bbox="512 712 734 768">第1種特別地域</td></tr> <tr><td data-bbox="512 768 734 824">第2種特別地域</td></tr> <tr><td data-bbox="512 824 734 880">第3種特別地域</td></tr> <tr><td data-bbox="512 880 734 929">普通地域</td></tr> </table>	県立自然公園	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	同上	立地を避けるべきエリア	
県立自然公園									
第1種特別地域									
第2種特別地域									
第3種特別地域									
普通地域									
自然環境保全法	原生自然環境保全地域	原生の状態を維持している自然環境を保全することが特に必要な区域等における生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全のため、工作物の設置等を制限している区域のため。	立地を避けるべきエリア						
	<table border="1"> <tr><td data-bbox="422 1227 512 1283">自然環境保全地域</td></tr> <tr><td data-bbox="512 1283 734 1406">特別地区</td></tr> <tr><td data-bbox="512 1406 734 1523">普通地区</td></tr> </table>	自然環境保全地域	特別地区	普通地区	原生自然環境保全地域以外の区域のうち、自然環境を保全することが特に必要な区域等における生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全のため、工作物の設置等を制限している区域のため。	立地を避けるべきエリア			
	自然環境保全地域								
特別地区									
普通地区									
<table border="1"> <tr><td data-bbox="422 1523 512 1579">自然環境保全地域</td></tr> <tr><td data-bbox="512 1579 734 1657">特別地区</td></tr> <tr><td data-bbox="512 1657 734 1758">普通地区</td></tr> </table>	自然環境保全地域	特別地区	普通地区	自然環境を保全することが特に必要な区域等における生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全のため、工作物の設置等を制限している区域のため。	立地を避けるべきエリア				
自然環境保全地域									
特別地区									
普通地区									
自然環境の保全及び緑化に関する条例	緑地環境保全地域	緑地環境を保全することが特に必要な区域等における緑地環境の適正な保全のため、工作物の設置等を制限している区域のため。	立地を避けるべきエリア						

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため、特に必要があると認める区域であり、工作物の設置等を制限している区域のため。	立地を避けるべきエリア
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区内の管理地区	国内希少野生動植物種の保存のために、特に必要があると認める区域であり、工作物の設置等を制限している区域のため。	立地を避けるべきエリア
とちぎふるさと街道景観条例	街道景観形成地区	優れた自然景観を保全するうえで重要となる街道景観の形成が求められる区域であり、建築物の新設等を制限している区域のため。	立地を避けるべきエリア
森林法	地域森林計画対象民有林		
	保安林	水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されているため。	立地を避けるべきエリア
	保安施設地区		
上記以外	地域森林計画の対象として、様々な公益的機能を持ち、森林吸収源として地球温暖化を防止する機能も持つことから、適切な管理を行い、保全に努めている森林であるため。	立地に慎重な検討を要するエリア	
農地法 農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	優良農地を確保するため、転用及び開発行為が厳しく制限されている区域であるため。 ^{※1}	立地を避けるべきエリア
	甲種農地		
	第1種農地		
	第2種農地	周辺地域との調和や農地確保の観点から、転用に一定の配慮が求められる区域であるため。	立地に慎重な検討を要するエリア
	第3種農地		
河川法	河川区域	洪水、津波、高潮等による災害の発生を防止するために必要な区域であるため。	立地を避けるべきエリア
	河川予定地		
	河川保全区域	河川管理施設を保全するため、必要な区域であるため。	立地に慎重な検討を要するエリア

砂防法（栃木県砂防指定地の管理等に関する条例）	砂防指定地	砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため。	立地を避けるべきエリア
地すべり等防止法	地すべり防止区域	地すべり区域及び地すべり地域であって公共の利害に密接な関連を有する区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため。	立地を避けるべきエリア
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊のおそれのある急傾斜地で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため。	立地を避けるべきエリア
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒区域では警戒避難体制の整備、特別警戒区域では特定の開発行為に関する許可等が必要な区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため。	立地を避けるべきエリア
	土砂災害警戒区域		
都市計画法	風致地区	都市における風致を維持するために定める区域であり、自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を守るため、建築物等の建築、木竹の伐採等が規制されているため。	立地を避けるべきエリア
景観法	景観形成重点地区（市町景観計画）	市町景観計画の景観計画区域のうち、重点的・計画的に景観の保全、誘導を図る必要がある区域であり、きめ細かく景観形成を図るため、より厳しい制限を設けているため。	立地を避けるべきエリア

都市緑地法	特別緑地保全地区	無秩序な市街化の防止に資する緑地、地域住民の健全な生活環境の確保に資する緑地を現状保全するため、指定区域内における立木の伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されているため。	立地を避けるべきエリア
	緑地保全地域		
文化財保護法	重要文化財・史跡・名勝・天然記念物・伝統的建造物群の指定地等	文化財の価値保全のために、指定地内等の現状変更等が厳しく制限されているため。	立地を避けるべきエリア
	埋蔵文化財包蔵地	埋蔵文化財は現状を変えることなく保存することが望ましいが、やむを得ず工事により埋蔵文化財を現状のまま保存することができない場合は、記録保存のための発掘調査等を実施する必要があるため、事業計画段階からの調整を要するため。	立地に慎重な検討を要するエリア
	重要文化的景観の選定地	重要文化的景観は現状を変えることなく保存することが望ましいが、やむを得ず現状変更を実施する場合は重要文化的景観における重要な構成要素について現状変更や保存に影響を及ぼす行為に配慮が必要のため。	立地に慎重な検討を要するエリア
栃木県文化財保護条例	有形文化財・史跡・名勝・天然記念物の指定地等	文化財の価値保全のために、指定地内等の現状変更等が厳しく制限されているため。	立地を避けるべきエリア

※1 農地に支柱（簡易な構造で容易に撤去できるものに限る）を立てて、営農を継続しながら上部空間に設置する太陽光発電施設については、農地の一時転用許可が必要となるため、設置予定市町の農業委員会にご相談ください。